

滋賀県立高島高等学校藤陰会会則

第1章 総則

第1条 本会は、会員相互の交誼を深め、かつ会員と母校との関係を緊密にすることを目的とする。

第2条 本会は、滋賀県立高島高等学校藤陰会と称する。

第3条 本会は、事務所を滋賀県立高島高等学校内に置く。

第2章 会員及び客員

第4条 本会は、元滋賀県立今津中学校、元大溝町立実科高等女学校、元滋賀県立藤樹高等女学校ならびに滋賀県立高島高等学校の卒業生をもって組織する。ただし、中途退学者は本人の希望によって会員となることができる。

第5条 会員は、入会に際し、現住所、氏名ならびに職業を明記して本会事務所に届出なければならない。

第6条 会員は、現住所、氏名等に異動を生じた時は、ただちに本会事務所に届出るものとする。

第7条 会員は、入会に際し、所定の入会金を本会に納付しなければならない。入会金は、入会の際予納するものとし、納付した入会金は返付しないものとする。

第8条 会員は、本会の名誉を汚したときは除名されることがある。

第9条 元滋賀県立今津中学校、元大溝町立実科高等女学校、元滋賀県立藤樹高等女学校の職員ならびに滋賀県立高島高等学校職員および旧職員を本会の客員とする。

第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、理事若干名、評議員若干名、幹事若干名、および会計監事2名。

第11条 会長は、理事会において会員中から推薦し、評議員会において選出する。会長は、本会を代表し、本会の会務を統理する。

第12条 副会長は、会員の中から会長の指名する者を当て評議員会の承認を得る。副会長は、会長を助ける。

第13条 会計は、会員の中から会長の指名する者を当て評議員会の承認を得る。会計は、本会の会計事務にあたる。

第14条 理事は、会員の中から会長がこれを委嘱し、本会会務の運営にあたる。

第15条 評議員は、各地区及び各支部の会員を代表するものとし、会員の推薦を得て会長がこれを委嘱し、本会の運営について議決する。

第16条 幹事は、会員であって滋賀県立高島高等学校に勤務する者をあて、会務を助ける。

第17条 会計監事は、評議員の互選とし、本会会計の監査に当たる。

第18条 本会役員任期は役員選出時から4年後の6月30日までとする。ただし、6月30日までに新役員が選出された場合の新役員任期の始期は7月1日からとし、7月1日以降に選出された場合は新役員が選出されるまで旧役員がその職にあたるものとする。

第19条 本会に顧問をおくことができる。顧問は評議員会において推挙する。

第4章 地区委員

第20条 本会に地区委員を置くことができる。

2 地区委員は、別に定める「地区委員設置要項」によって選出し、各地区において理事、評議員と共に本会事業の円滑な運営に協力するものとする。

第5章 会議及び事業

第21条 本会の会議は、理事会と評議員会とし、必要あるごとに会長がこれを召集する。理事会、評議員会の議長は会長が当たる。

第22条 評議員会は、総会にかわるものであり、出席評議員の過半数の同意をもって議決する。

第23条 役員ならびに客員のうち現に母校にいる職員の死亡のときは、理事会の議決により弔慰金を贈ることができる。

第24条 本会は、随時会報を発行し、本会の目的達成につとめる。

第25条 本会は、前記2条の外本会の目的達成のため必要な事業を行う。

第6章 会計

第26条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金および雑収入をもってあてる。

第27条 会計役員は、毎年会計監査を受け、評議員会において会計の収支を報告し承認を受けるものとする。

第28条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月末日に終る。

第7章 支部

第29条 本会に支部を設けることができる。

第30条 支部の規定は、本会則に触れない限り、支部会員が任意に定めることができる。

第31条 支部は、その名称、事務局、役員および会員を定めたとき、もしくは変更したとき、または事業を行ったときは、ただちにその旨を本会事務局に報告するものとする。

附 則

第1条 本会則の変更は、評議員会の議決による。

第2条 本会則執行上、必要ある時は、別に細則を設けることができる。

本会則は、昭和24年10月15日から施行する。

(途中改正省略)

昭和56年 3月 1日から施行する。

昭和59年 3月 1日一部改正

平成 2年 7月27日一部改正

平成 4年 7月25日一部改正

平成 6年 6月21日一部改正

平成13年 8月31日一部改正

平成14年11月16日一部改正

平成18年 7月26日一部改正